

## 実践型地域雇用創造事業に係る企画書の評価について

### 1 実践型地域雇用創造事業企画書評価委員会の設置等

- (1) 厚生労働省職業安定局雇用開発部雇用開発企画課地域雇用対策室内に実践型地域雇用創造事業の企画書評価のため、実践型地域雇用創造事業企画書評価委員会（以下「企画書評価委員会」という。）を設置する。
- (2) 企画書評価委員会は、提出された企画書の内容について、審査・選定を行う。

### 2 審査方法

- (1) 「実践型地域雇用創造事業企画書採点基準」（別紙）に基づき、以下の項目について委員ごとに採点する。

#### ア 地域の取組

市町村や経済団体その他の地域関係者等が、地域重点分野において、地域の特性・資源を有効に活かした地域の産業及び経済の活性化その他の地域における雇用創造に資する具体的な取組を実施し、かつ、それらの取組により当該分野で一定の成果を上げる可能性が高いかどうか。

なお、雇用情勢の地域差を踏まえ、雇用情勢の特に厳しい地域等（※1）に重点を置いて選抜するとともに、地域における効果的な雇用創造を促進する観点から、関係省庁の連携による地域産業活性化など地域再生の取組を行う地域に配慮する。

※1 激甚災害指定地域（実践事業の公示の日から過去1年間に指定された地域）、過疎等雇用改善地域

#### イ 事業内容

事業の内容が、地域独自の取組と一体的に行われる雇用対策に係る事業であって、地域独自の取組を推進する際に生じる雇用面の課題を解決するために適切な事業であるとともに、事業が地域求職者等に広く利用され、かつ、設定した目標の実現可能性が高いかどうか。

#### ウ 雇用創造効果

適切に事業を実施することにより、質及び量の両面において雇用創造効果が高いと見込まれるかどうか。

また、就職者1人当たりの雇用に要する経費が少なく、事業利用者の就職に結びつく可能性が高いなど、費用対効果が高いと見込まれるかどうか。

なお、1人当たりの経費が150万円を超えると失格とする。

加えて、当該事業の雇用創出実践メニューの実施により、地域が活性化され、継続的・波及的に雇用創造効果が期待されるかどうか。

## エ その他

実践事業を終了した地域及び実施中の地域が、新たに実践事業の事業構想を提案する場合は、実践事業実施に係る機会の公平性を確保するため、新規に実践事業の提案を行う地域を優先的に採択することとし、以下について評価を行う。

- (ア) 実践事業の実施経験を生かした地域独自の雇用創造の取組みが見られるか
- (イ) 実践事業の事業実施時における雇用創造目標の達成状況（事業実施期間のアウトカムの計画数の合計に対して、事業実施期間のアウトカムの実績の合計が80%以上であること）
- (ウ) 実践事業実施時における不正・不適正事案の有無
- (エ) 今般提案の事業構想が、過去3年以内（※2）に実施した実践事業の事業構想と比較して、概ね新しい又は拡充した計画といえるかどうか（地域重点分野や各事業の内容などの質的な面で概ね1/2（※3）程度以上の見直し又は拡充が行われていること）

※2 今般提案の事業構想の事業開始予定日から起算して過去3年以内

※3 
$$\left( (\text{今般提案の事業構想の総セミナー数及び実践メニュー数}) - (\text{過去3年以内に実施した実践事業の事業構想と重複しているセミナー数及び雇用創出実践メニュー数}) \right) \div (\text{過去3年以内に実施した実践事業の総セミナー数及び雇用創造実践メニュー数})$$

## オ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

実践事業の実施主体がいずれかに該当する場合は、評価を行う。

- (ア) ワーク・ライフ・バランスを推進する事業主として、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。）その他関係法令に基づく認定（認定の基準が複数あるものにあつては、労働時間等の働き方その他のワーク・ライフ・バランスに関する基準を満たすものに限る。以下同じ。）を受けた事業主
  - (イ) 女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定し、都道府県労働局へ届出を行った事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。）
- (2) (1)の審査結果を、一覧に整理し、全項目の採点を合計した点数を総得点として、基準点を超えた提出者を契約候補者とする。
- ただし、契約候補者の経費概算の合計額が予算額を超えた場合は、最も評価の高い契約候補者から予算の範囲内で契約を締結することとする。
- なお、審査基準「失格」が一つ以上該当する企画書の提案者は契約候補者として選定しない。
- (3) 総得点と同点の場合、次の基準で契約候補者を選定する。
- ア 「A」の数が多い者を契約候補者とする。

イ 「A」の数が同数の場合は、くじ引きにより契約候補者を選定する。

### 3 企画書評価結果の報告

企画書評価委員会は、委員会事務局（職業安定局雇用開発部雇用開発企画課地域雇用対策室）を通じ、評価結果を各労働局支出負担行為担当官へ報告を行う。

各労働局支出負担行為担当官は、提出者に対し評価結果を通知する。

なお、選抜された企画書に対して、必要に応じて企画書評価委員会及びこれとは別に設置する「実践型地域雇用創造事業の評価に係る第三者委員会」から事業内容の一部変更や事業の実施に係る条件が付されることがある。

# 実践型地域雇用創造事業企画書 採点基準

29/56(64)

委員名：

○ 標準点は28点となるが、ボーダーは29点とする。

評価項目	評価基準	配点 (加点数含む)	配点				
			A	B	C	D	E
1. 地域の取組		14 (15)					
(1) 地域資源及び地域戦略の明確化 ※事業構想4 関連事項	・地域資源と地域課題を踏まえた地域戦略が明確化されているか A 地域資源、地域課題のいずれも明確であり、それら2つを踏まえた地域戦略が明確であり、期待ができる B 地域資源、地域課題のいずれも明確であり、それらのうち1つを踏まえた地域戦略が明確であり、期待ができる C 地域資源あるいは地域課題のいずれかが明確であり、それを踏まえた地域戦略が明確である D 地域資源あるいは地域課題のいずれかが明確であるが、それを踏まえた地域戦略が不明確である E 地域資源、地域課題のいずれも不明確である		4	3	2	1	失格
(2) 地域の取組の有効性 ※事業構想5-3-2 (1) 別紙9 関連事項	・市町村、経済団体等が適切な取組を行っているか A 市町村、経済団体等のいずれも適切な取組を行っていて、期待ができる B 市町村あるいは経済団体等のいずれかが適切な取組を行っていて、期待ができる C 市町村あるいは経済団体等のいずれかが妥当な取組を行っている D 市町村、経済団体等のいずれも妥当な取組を行っていない		3	2	1	0	
(3) 地域再生計画の連携施策等 ※事業構想5-2 別紙2 5-3-1 (6) 別紙8 5-3-2 (1) 別紙9 5-3-2 (2) 別紙10 関連事項	・①実践型地域雇用創造事業の実施を盛り込んだ地域再生計画の認定を受けている又は事業開始予定日までに受ける予定である ②地域再生法第5章の特別の措置を適用して行う事業又は実践事業以外の地域再生基本方針に基づく支援措置を実施している ③地域再生基本方針に基づく支援措置以外の国等による支援措置（企業立地促進法に係る支援措置、地域雇用開発助成金等）を実施している のいずれかが該当するか A ①～③のいずれも該当している B ①～③のうち2つが該当している C ①～③のうち1つが該当している D いずれも該当しない		3	2	1	0	
(4) 実施体制 ※事業構想5-1 5-3-1 (2) 別紙3 5-3-1 (5) 関連事項	・①キーパーソンの存在、②地域関係者の意欲が高い、③事業終了後も取組を継続する見込み、④事業終了後の計画が具体的な予定となっている、のいずれかが該当するか A ①～④のいずれも該当している B ①～④のうち3つが該当している C ①～④のうち2つが該当している D ①～④のうち1つが該当している E いずれも該当しない		4	3	2	1	0
(5) 実施地域 ※事業構想3-1 関連事項	・激甚災害指定地域（注1）、過疎等雇用改善地域（過疎、離島、被災地域）に該当するか A 該当する B 該当しない	加点点目	1	0			
2. 事業内容		26 (30)					
(1) 課題に対する有効性 ※事業構想4 5-3-1 (3) 関連事項	・事業メニューの組み合わせは地域の課題を解決するために効果的なものとなっているか A 事業メニュー組み合わせすべてが効果的であると認められ、期待ができる B 事業メニューの組み合わせの大半は効果的であると認められ、期待ができる C 事業メニューの組み合わせの一部が効果的であると認められる D 効果的であると認められない		3	2	1	0	
(2) 独自性・モデル性 ※事業構想5-3-1 (3) 関連事項	・事業メニュー等について独自性やモデル性があるか A 独自性、モデル性のいずれもある B 独自性、モデル性のどちらかがある C 独自性、モデル性のいずれもない	加点点目	2	1	0		
【基本メニュー】							
(3) 雇用拡大メニュー ※事業構想5-3-1 (3) 【雇用拡大メニュー】別紙4 関連事項	・雇用拡大メニューの内容は地域の課題を解決するために効果的なものとなっているか A メニューのすべてが効果的であると認められ、期待ができる B メニューの大半が効果的であると認められ、期待ができる C メニューの一部が効果的であると認められる D 効果的であると認められない		3	2	1	0	
(4) 人材育成メニュー ※事業構想5-3-1 (3) 【人材育成メニュー】別紙5 関連事項	・人材育成メニューの内容は地域の課題を解決するために効果的なものとなっているか A メニューのすべてが効果的であると認められ、期待ができる B メニューの大半が効果的であると認められ、期待ができる C メニューの一部が効果的であると認められる D 効果的であると認められない		3	2	1	0	
※事業構想5-3-1 (4) 関連事項	・人材育成メニューの利用が期待できるか A 大いに期待できる B 期待できる	加点点目	1	0			
(5) 就職促進メニュー ※事業構想5-3-1 (3) 【就職促進メニュー】別紙6 関連事項	・就職促進メニューの内容は地域の課題を解決するために効果的なものとなっているか A メニューのすべてが効果的であると認められ、期待ができる B メニューの大半が効果的であると認められ、期待ができる C メニューの一部が効果的であると認められる D 効果的であると認められない		3	2	1	0	

【実践メニュー】						
(6) 雇用創出実践メニュー ※事業構想 5-3-1 (3) 【雇用創出実践メニュー】 別紙7 関連事項	・雇用創出実践メニューの内容は地域の課題を解決するために効果的なものとなっているか Aメニューのすべてが効果的であると認められ、期待ができる Bメニューの大半が効果的であると認められ、期待ができる Cメニューの一部が効果的であると認められる D効果的であると認められない	3	2	1	0	
	・基本メニューとの関連性 A雇用拡大メニュー、人材育成メニュー、就職促進メニューのすべてと連動している B雇用拡大メニュー、人材育成メニューと連動している C雇用拡大メニュー、人材育成メニューのいずれかと連動している Dいずれも連動していない	3	2	1	0	
	・実施体制 A実施体制が確保されている B実施体制が確保されていない	0	<b>失格</b>			
	・実践支援員全体に占める対象労働者の割合 A80%以上 B60%以上80%未満 C50%以上60%未満 D50%未満	2	1	0	<b>失格</b>	
	・事業終了後の計画 A具体的に事業終了後も継続して事業実施する提案となっている B事業終了後も継続して事業実施する提案となっている C事業終了後は継続して事業実施しない提案、あるいは事業終了後の継続事業実施について言及がない提案となっている	2	1	0		
※事業構想 5-3-1 (2) 別紙3 関連事項	・実践支援員全体に占める対象労働者の割合 A80%以上 B60%以上80%未満 C50%以上60%未満 D50%未満	2	1	0	<b>失格</b>	
※事業構想 5-3-1 (5) 関連事項	・事業終了後の計画 A具体的に事業終了後も継続して事業実施する提案となっている B事業終了後も継続して事業実施する提案となっている C事業終了後は継続して事業実施しない提案、あるいは事業終了後の継続事業実施について言及がない提案となっている	2	1	0		
※事業構想 5-3-1 (5) 関連事項	・事業実施により見込まれる波及的な雇用創出効果を示されているか A定量的、定性的に示されている B定量的、定性的ではないが波及的な雇用創出効果の見込みを示している	1	0			加項目
※事業構想 5-3-1 (3) 【雇用創出実践メニュー】 別紙7 関連事項	・事業進捗率 A計画スケジュールの進捗率100%の達成が期待できる B計画スケジュールの進捗率80%の達成は期待できる C計画スケジュールの進捗率50%以上の達成は期待できる D期待できない	2	1	0	<b>失格</b>	
【事業全体】						
(7) 目標達成の可能性 ※事業構想 4-3 別紙1 5-3-1 (4) 関連事項	・雇用創出目標数値（アウトカム）の達成の可能性 A雇用創出目標数値の100%の達成が期待できる B雇用創出目標数値の90%の達成が期待できる C雇用創出目標数値の50%以上の達成は期待できる D期待できない	2	1	0	<b>失格</b>	
3. 雇用創造効果		16				
(1) 雇用創出数 ※事業構想 4-3 別紙1 関連事項	・雇用創出数 A500人以上 B300人以上500人未満 C100人以上300人未満 D50人以上100人未満 E50人未満	4	3	2	1	0
(2) 雇用創造の就業人口への寄与度 ※事業構想 4-3 別紙1 関連事項	・雇用創造の就業人口（注2）への寄与度 A2.0%以上 B1.0%以上2.0%未満 C0.5%以上1.0%未満 D0.1%以上0.5%未満 E0.1%未満	4	3	2	1	0
(3) 正規雇用の割合 ※事業構想 4-3 別紙1 関連事項	・正規雇用（創業含む）の割合 A80%以上 B60%以上80%未満 C60%未満	2	1	0		
(4) 雇用（創業）者1人あたりの経費 ※事業構想 4-3 別紙1 事業構想必要経費概算 関連事項	・雇用（創業）者1人当たりの経費 A60万円未満 B60万円以上90万円未満 C90万円以上120万円未満 D120万円以上150万円未満 E150万円以上	4	3	2	1	<b>失格</b>
(5) 利用者就職（創業）率 ※事業構想 4-3 別紙1 関連事項	・利用者就職（創業）率 A20%以上 B10%以上20%未満 C10%未満	2	1	0		

4. その他（減点項目）						
(1) 主体性 ※事業構想 5-3-1 (2) 別紙3 関連事項	・主体性に問題はないか Aコンサルタント任せなど、地域関係者の主体性が見られない B地域関係者の主体性に疑問がある	-2	-1			
(2) 過去の実績等 (実践事業の実施地域のみを 対象とする。) ※新旧対照表関連事項	・実践事業の実施経験を生かした地域独自の雇用創造の取組みが見られるか A見られる B見られない	0	-1			
	・実践事業実施時における目標未達成状況 A実践事業実施地域「90%未満」に該当する B実践事業実施地域「80%未満」に該当する	-1	<b>失格</b>			
	・実践事業実施時における不正・不適正事案の有無 A不正事案を起こした（事業停止・事業取消） B不適正事案を起こした（事業改善指導） Cない	-2	-1	0		
	・今般提案の事業構想が、過去3年以内（注3）に実施した実践事業の事業構想と比較して、概ね新しい又は拡充した事業構想といえること（地域重点分野や各事業の内容などの質的な面で概ね1/2（注4）程度以上の見直し又は拡充が行われていること）。 A見直し又は拡充が1/2程度以上 B見直し又は拡充が1/2程度未満	0	<b>失格</b>			
5. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標（注5、注6）		(3)				
(1) 女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業)	・下記のいずれかに該当するか A 3段階目（認定基準5つすべてが○となっている） B 2段階目（認定基準5つのうち、3～4つが○となっている）（注7） C 1段階目（認定基準5つのうち、1～2つが○となっている）（注7） D 行動計画を策定している（注8） E 認定を受けていない	3	2	1	0.5	0
(2) 次世代法に基づく認定 (プラチナくるみん認定企業・ くるみん認定企業)	・下記のいずれかに該当するか Aプラチナくるみんの認定を受けている Bくるみんの認定を受けている C認定を受けていない	2	1	0		
(3) 若者雇用促進法に基づく認定	・下記のいずれかに該当するか Aユースエールの認定を受けている B認定を受けていない	2	0			

注1 実践事業の公示の日から過去1年間に指定された地域

注2 直近(平成22年度)の国勢調査

注3 今般提案の事業構想の事業開始予定日から起算して過去3年以内

注4 ((今般提案の事業構想の総セミナー数及び実践メニュー数)-(過去3年以内に実施した実践事業の事業構想と重複しているセミナー数及び雇用創出実践メニュー数))÷(過去3年以内に実施した実践事業の総セミナー数及び雇用創出実践メニュー数)

注5 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。

注6 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

注7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令(平成27年10月28日厚生労働省令第162号)第8条に定める基準。このうち、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

注8 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

# 実践型地域雇用創造事業企画書 採点基準(基本メニューのみ)

23/44(51)

委員名：

○ 標準点は22点となるが、ボーダーは23点とする。

評価項目	評価基準	配点 (加点数含む)	配点				
			A	B	C	D	E
1. 地域の取組		14 (15)					
(1) 地域資源及び地域戦略の明確化 ※事業構想4 関連事項	・地域資源と地域課題を踏まえた地域戦略が明確化されているか A 地域資源、地域課題のいずれも明確であり、それら2つを踏まえた地域戦略が明確であり、期待ができる B 地域資源、地域課題のいずれも明確であり、それらのうち1つを踏まえた地域戦略が明確であり、期待ができる C 地域資源あるいは地域課題のいずれかが明確であり、それを踏まえた地域戦略が明確である D 地域資源あるいは地域課題のいずれかが明確であるが、それを踏まえた地域戦略が不明確である E 地域資源、地域課題のいずれも不明確である		4	3	2	1	失格
(2) 地域の取組の有効性 ※事業構想5-3-2 (1) 別紙9 関連事項	・市町村、経済団体等が適切な取組を行っているか A 市町村、経済団体等のいずれも適切な取組を行っていて、期待ができる B 市町村あるいは経済団体等のいずれかが適切な取組を行っていて、期待ができる C 市町村あるいは経済団体等のいずれかが妥当な取組を行っている D 市町村、経済団体等のいずれも妥当な取組を行っていない		3	2	1	0	
(3) 地域再生計画の連携施策等 ※事業構想 5-2 別紙2 5-3-1 (6) 別紙8 5-3-2 (1) 別紙9 5-3-2 (2) 別紙10 関連事項	・①実践型地域雇用創造事業の実施を盛り込んだ地域再生計画の認定を受けている又は事業開始予定日までに受ける予定である ②地域再生法第5章の特別の措置を適用して行う事業又は実践事業以外の地域再生基本方針に基づく支援措置を実施している ③地域再生基本方針に基づく支援措置以外の国等による支援措置(企業立地促進法に係る支援措置、地域雇用開発助成金等)を実施している のいずれかが該当するか A ①～③のいずれも該当している B ①～③のうち2つが該当している C ①～③のうち1つが該当している D いずれも該当しない		3	2	1	0	
(4) 実施体制 ※事業構想 5-1 5-3-1 (2) 別紙3 5-3-1 (5) 関連事項	・①キーパーソンの存在、②地域関係者の意欲が高い、③事業終了後も取組を継続する見込み、④事業終了後の計画が具体的な予定となっている、のいずれかが該当するか A ①～④のいずれも該当している B ①～④のうち3つが該当している C ①～④のうち2つが該当している D ①～④のうち1つが該当している E いずれも該当しない		4	3	2	1	0
(5) 実施地域 ※事業構想3-1 関連事項	・激甚災害指定地域(注1)、過疎等雇用改善地域(過疎、離島、被災地域)に該当するか A 該当する B 該当しない	加点点目	1	0			
2. 事業内容		14 (17)					
(1) 課題に対する有効性 ※事業構想 4 5-3-1 (3) 関連事項	・事業メニューの組み合わせは地域の課題を解決するために効果的なものとなっているか A 事業メニュー組み合わせすべてが効果的であると認められ、期待ができる B 事業メニューの組み合わせの大半は効果的であると認められ、期待ができる C 事業メニューの組み合わせの一部が効果的であると認められる D 効果的であると認められない		3	2	1	0	
(2) 独自性・モデル性 ※事業構想5-3-1 (3) 関連事項	・事業メニュー等について独自性やモデル性があるか A 独自性、モデル性のいずれもある B 独自性、モデル性のどちらかがある C 独自性、モデル性のいずれもない	加点点目	2	1	0		
【基本メニュー】							
(3) 雇用拡大メニュー ※事業構想5-3-1 (3) 【雇用拡大メニュー】別紙4 関連事項	・雇用拡大メニューの内容は地域の課題を解決するために効果的なものとなっているか A メニューのすべてが効果的であると認められ、期待ができる B メニューの大半が効果的であると認められ、期待ができる C メニューの一部が効果的であると認められる D 効果的であると認められない		3	2	1	0	
(4) 人材育成メニュー ※事業構想5-3-1 (3) 【人材育成メニュー】別紙5 関連事項	・人材育成メニューの内容は地域の課題を解決するために効果的なものとなっているか A メニューのすべてが効果的であると認められ、期待ができる B メニューの大半が効果的であると認められ、期待ができる C メニューの一部が効果的であると認められる D 効果的であると認められない		3	2	1	0	
※事業構想5-3-1 (4) 関連事項	・人材育成メニューの利用が期待できるか A 大いに期待できる B 期待できる	加点点目	1	0			
(5) 就職促進メニュー ※事業構想5-3-1 (3) 【就職促進メニュー】別紙6 関連事項	・就職促進メニューの内容は地域の課題を解決するために効果的なものとなっているか A メニューのすべてが効果的であると認められ、期待ができる B メニューの大半が効果的であると認められ、期待ができる C メニューの一部が効果的であると認められる D 効果的であると認められない		3	2	1	0	

【事業全体】							
(6) 目標達成の可能性 ※事業構想 4-3別紙1 5-3-1(4) 関連事項	・雇用創出目標数値(アウトカム)の達成の可能性 A雇用創出目標数値の100%の達成が期待できる B雇用創出目標数値の90%の達成が期待できる C雇用創出目標数値の50%以上の達成は期待できる D期待できない	2	1	0			失格
3. 雇用創造効果		16					
(1) 雇用創出数 ※事業構想4-3別紙1 関連事項	・雇用創出数 A500人以上 B300人以上500人未満 C100人以上300人未満 D50人以上100人未満 E50人未満	4	3	2	1	0	
(2) 雇用創造の就業人口への寄与度 ※事業構想4-3別紙1 関連事項	・雇用創造の就業人口(注2)への寄与度 A2.0%以上 B1.0%以上2.0%未満 C0.5%以上1.0%未満 D0.1%以上0.5%未満 E0.1%未満	4	3	2	1	0	
(3) 正規雇用の割合 ※事業構想4-3別紙1 関連事項	・正規雇用(創業含む)の割合 A80%以上 B60%以上80%未満 C60%未満	2	1	0			
(4) 雇用(創業者)1人あたりの経費 ※事業構想4-3別紙1 事業構想必要経費概算 関連事項	・雇用(創業者)1人あたりの経費 A60万円未満 B60万円以上90万円未満 C90万円以上120万円未満 D120万円以上150万円未満 E150万円以上	4	3	2	1		失格
(5) 利用者就職(創業者)率 ※事業構想4-3別紙1 関連事項	・利用者就職(創業者)率 A20%以上 B10%以上20%未満 C10%未満	2	1	0			
4. その他(減点項目)							
(1) 主体性 ※事業構想 5-3-1(2)別紙3 関連事項	・主体性に問題はないか Aコンサルタント任せなど、地域関係者の主体性が見られない B地域関係者の主体性に疑問がある	-2	-1				
(2) 過去の実績等 (実践事業の実施地域のみを対象とする。) ※新旧対照表関連事項	・実践事業の実施経験を生かした地域独自の雇用創造の取組みが見られるか A見られる B見られない ・実践事業実施時における目標未達成状況 A実践事業実施地域「90%未満」に該当する B実践事業実施地域「80%未満」に該当する ・実践事業実施時における不正・不適正事案の有無 A不正事案を起こした(事業停止・事業取消) B不適正事案を起こした(事業改善指導) Cない ・今般提案の事業構想が、過去3年以内(注3)に実施した実践事業の事業構想と比較して、概ね新しい又は拡充した事業構想といえること(地域重点分野や各事業の内容などの質的な面で概ね1/2(注4)程度以上の見直し又は拡充が行われていること) A見直し又は拡充が1/2程度以上 B見直し又は拡充が1/2程度未満	0	-1				
5. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標(注5、注6)		(3)					
(1) 女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業)	・下記のいずれかに該当するか A3段階目(認定基準5つすべてが○となっている) B2段階目(認定基準5つのうち、3~4つが○となっている)(注7) C1段階目(認定基準5つのうち、1~2つが○となっている)(注7) D行動計画を策定している(注8) E認定を受けていない	3	2	1	0.5	0	
(2) 次世代法に基づく認定 (プラチナくるみん認定企業・くるみん認定企業)	・下記のいずれかに該当するか Aプラチナくるみんの認定を受けている Bくるみんの認定を受けている C認定を受けていない	2	1	0			
(3) 若者雇用促進法に基づく認定	・下記のいずれかに該当するか Aユースエールの認定を受けている B認定を受けていない	2	0				

注1 実践事業の公示の日から過去1年間に指定された地域

注2 直近(平成22年度)の国勢調査

注3 今般提案の事業構想の事業開始予定日から起算して過去3年以内

注4 ((今般提案の事業構想の総セミナー数)-(過去3年以内に実施した実践事業の事業構想と重複しているセミナー数))÷(過去3年以内に実施した実践事業の総セミナー数)

注5 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。

注6 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

注7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令(平成27年10月28日厚生労働省令第162号)第8条に定める基準。このうち、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

注8 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。